

新城市外部公益通報処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、市において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報（以下「公益通報」という。）を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公益通報」とは、法第2条に規定する公益通報のうち、通報対象事実について、処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）の権限を有する行政機関（以下「権限を有する行政機関」という。）に通報するものをいう。

2 この要綱において「外部の労働者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 通報対象事実に関係する事業者（以下「事業者」という。）に雇用されている労働者
- (2) 事業者を派遣先とする派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）
- (3) 事業者の取引先の労働者
- (4) 事業者及び取引先事業者
- (5) 事業者及び取引先事業者の役員
- (6) 公益通報の日前1年以内に前各号に規定する者であった者

3 この要綱において「通報者」とは、公益通報した外部の労働者等をいう。

(公益通報窓口の設置等)

第3条 市長は、外部の労働者等の公益通報に係る事務を処理するため、産業振興部産業政策課内に公益通報の総合窓口及び公益通報の内容を所管する課等に調査窓口（以下「公益通報窓口」という。）を設置する。

2 公益通報の総合窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公益通報の相談及び受付（受理の判断及び権限を有する行政機関の教示を含む。）
- (2) 資料の管理
- (3) その他前各号に係る業務

3 公益通報の調査窓口は、総合窓口の依頼に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 調査の実施
- (2) 措置の実施

- (3) 資料の管理
- (4) その他前各号に係る業務
(通報者の保護等)

第4条 公益通報への対応に関与した職員は、通報者の秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 職員は、次の各号いずれかに該当する場合、公益通報への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害しえる者
(公益通報の受付等)

第5条 公益通報窓口では、通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対して説明するものとする。

2 市長は、通報者からの通報を公益通報として受理したときは、受理した旨と公益通報の受理から処理の終了までに必要と見込まれる期間を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(権限を有する行政機関の教示)

第6条 市長は、公益通報に係る通報対象事実について、処分又は勧告等をする権限を有しないときは、権限を有する行政機関等を通報者に対し遅滞なく教示するものとする。

(調査の実施)

第7条 市長は、公益通報を受理したときは、速やかに通報対象事実について必要な調査を実施しなければならない。

2 調査の実施にあたっては、適切な法執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するとともに、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に注意しなければならない。

3 市長は、調査の進捗状況を通報者に対し適宜通知するよう努めるとともに、調査が終了したときは、速やかにその結果をとりまとめ、通報者に通知するものとする。

(受理後の教示)

第8条 市長は、公益通報を受理した後、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を通報者に対し遅滞なく教示するものとする。

(措置の実施)

第9条 市長は、調査の結果、公益通報に係る通報対象事実があると認められるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置をとったときは、措置の内容を適切な法執行の確保、

利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に支障がない範囲において通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

(資料の管理)

第10条 市長は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、保存期間を定め、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

第11条 市長は、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

2 市長は、通報対象事実に関し、権限を有する行政機関が複数ある場合には、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。